



今定例区議会で可決した附帯決議・意見書(要旨)

議案第2号 平成29年度千代田区一般会計予算に対する附帯決議

第1回定例会にて設置された予算特別委員会において、区民等に対して予算審査前に十分な説明を行っていない事業及び進捗や内容が不明確な事業があることが明らかとなった。

平成29年度一般会計予算の執行に当たっては、下記のことを十分踏まえることを強く求める。

記

- 1 九段中等教育学校の校舎、校庭などについては、より良い教育環境を実現するため、調査・検討を行うこと。その際は、学校関係者の意見を十分に聴取するとともに適宜適切に区議会へ報告すること
- 2 箱根千代田荘については、活用策を調査すると共に、代替施設を見直しすること
- 3 軽井沢少年自然の家については、活用策を調査すること
- 4 居宅訪問型保育事業（ベビーシッター制度）に交通費の助成を加えること
- 5 区内私立保育園の保育士に奨学金制度を創設すること
- 6 外濠公園総合グラウンド整備にあたっては、十分に利用者の意見を聴取し反映すること
- 7 北の丸公園周辺地域整備の推進については、北の丸公園周辺地域基本構想を地域・区議会との確認の上、設計に着手すること
- 8 (仮称) 外神田一丁目公共施設整備については、平成29年秋を目途に再点検をすること
- 9 (仮称) 区立麴町仮住宅の整備及び四番町複合施設は、基本構想を地域・区議会との確認の上で十分に説明し、基本計画に着手すること
- 10 区が主催又は助成する人間国宝関連事業については、平成29年度中に見直し、平成30年度からは伝統芸能を含む新たな事業を抜本的に検討すること

以上、決議する。

箱根千代田荘の再活用を求める決議

昭和34年の箱根の仙石荘の開設を皮切りに、昭和44年には箱根千代田荘を開設し、その後も湯河原千代田荘をはじめ直営の保養施設等を運営してきた。

しかし、社会経済情勢の変化により、区が設置・運営する意義が薄れてきていることもあり、千代田区でもその運営方法等の改善を重ねつつ現在に至っている。

昨年12月に地域保健福祉委員会において、休止状態の箱根千代田荘の今後の活用方策を調査するため、近隣の類似宿泊施設の現地確認と併せ行政調査を行った。

その結果、箱根千代田荘の外壁等の外回りや内装について良好な状態が保たれている一方で、厨房や浴室・火災報知設備等の設備面は相当な改修経費が掛かることが判明した。また、代替施設は移動にケーブルカーやバスが必要で、高齢の利用者には支障があることが判明し、改めて箱根千代田荘の恵まれた立地条件を再確認したところである。

従って、本区議会としては区に対し、箱根千代田荘を安易

に廃止し売却することなく、早急に運営方法等を十分に検討し区民が利用できる施設として再開に向けた具体的な計画を示すよう強く求めるものである。

以上、決議する。

障害者福祉施設の増設を求める決議

昨年2月に地域保健福祉委員会に対して、障害者の親なき後を見通した終のすみかとしてのグループホームの整備、ショートステイの増床に関する障害者施策の拡充を求める陳情が提出された。

陳情審査における議論の末、千代田区の障害者の実態について正確に把握し、必要な障害者施設の整備を精力的に検討し方針を出すことを執行機関に確認した。

親なき後の支援も含め、障害者の切実なニーズに応えていくため、昨年4月近隣区の障害者施設の視察を行った。ここは中学校跡地を活用し、障害児を含む多くの障害者が利用できる、通所と入所両方の機能を備えた施設であった。区内にも同様の施設を望むとともに、障害者の切実なニーズを行政課題として捉え、用地の取得や低未利用地を活用する方針を、スピード感を持って決めていくことの必要性を確認した。

よって、区議会としては、障害者に必要不可欠な施設の整備方針を、早急に策定することに加え、終のすみかとなり得る障害者福祉施設を整備するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

福島原発事故に伴う区域外避難者が安心して生活を営むことが出来るよう求める意見書

東日本大震災・福島原発事故から6年たちました。

子どもを守りたい一心から住み慣れた故郷を離れた避難者の方々は、今も全国に8万人、都内で生活を続けている方は約5千人です。

原発事故は未だ収束の見通しが立たず、福島に戻りたくても戻れない事情はさまざまです。

そのような中、区域外避難者の方々が生活している避難住宅の無償提供の期限とされた「平成29年3月末日」が目前にせまってきました。避難住宅は避難生活の基盤です。

千代田区議会は、昨年第2回定例会において「自主避難者への支援拡充を求める意見書」を全会一致で可決していることから、引き続き安心して生活を営むことが出来るよう最大限の配慮を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。
(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、東京都知事

